

2012年(平成24年)12月7日

金曜日

夕刊版

社会

10

意見広告

苦しい時こそ「人生はバカンス」 世界36カ国の仲間になろう!

～ILO132号条約(長期有給休暇制度)の批准国へ～

「ヨーロッパの人達は、2~3週間、場合によつては1ヶ月の長期休暇で休んでいます」等の話を聞いたことがあるかとは思いますが、この事を大学の先生までもが「ヨーロッパ人は、国民性で休んでいる」と錯覚しています。しかし、いくらなんでも「国民性」では休めません。これは、1970年のILO132号条約(長期有給休暇制度)の批准をしています。現在、ヨーロッパを主とし、世界36カ国が批准をしています。

発想は変えられないものでしょうか。年間3万人を超す自殺者、20代の3割近くが何らかの精神疾患を患っているといいます。この多くの社会的問題は、大人たちが休めないことに起因しているのではないかでしょうか。

私たちNPO法人大分県グリーンツーリズム研究会は、日本の農業を支え、グリーンツーリズムを本物にするため、平成15年8月大分県議会で議決し、「バカンス法が必要」との意見書を国に出ていただきましたが、あれから10年。バカンス法は、農業や観光だけのためではなく、今の日本人に一番必要な事だと痛感しています。

もし、いま批准36カ国に加盟した場合、国土交通省の報告書(2002年)によるところ、経済波及効果11兆8千億円、新しい雇用創出効果148万人と報告されています。このバカンス法を施行するにあたって、最大の特徴は『税金を使わずに出来ること』であります。ゆったりとした家族の時間を作り、しっかりと絆で結ばれ、「心豊かにこの国で生まれてよかった、幸せだ」と感じさせるしあわせな国造りを望みます。

これまで、永々と続いてきた「人生はお金」から「人生はバカンス」への方向転換を、そしてこの事に賛同される方々と知と知でつながり、この国を“心豊かな、人生はバカンス”に変えようではありませんか。

平成24年12月現在、ILO132号条約批准国は、ヨーロッパ27カ国、アフリカ大陸7カ国、ラテンアメリカ2カ国の計36カ国となっています。



日本長期休暇
(バカンス)法
批准推進連合会

会長 宮田靜一(安心院町)
副会長 田中友昭(国見町)
顧問代表 青木辰司(東洋大学社会学部 教授)

お問い合わせ

NPO法人大分県グリーンツーリズム研究会
TEL0978-44-1134 FAX0978-44-0353
★詳しくは、<http://www.oita-gt.jp/>